

議会運営委員会行政視察報告書

報告者名	委員長 山本 秀明
視察日	令和7年8月22日（金）
視察場所	京都府 京丹後市
参加者	山本 秀明（委員長） 谷上 昇 森 久往 スパル・デルフィン 阿部 博 井阪 雄大 松田 義人 議長 関戸 繁樹 副議長 吉川 茂樹 （随行：事務局 井阪 弘樹 大西 摩紀子 西垣 聡）
視察項目	・反問権について
所 感	
京都府 京丹後市 （１）反問権について ● 京丹後市の概要（令和7年7月末時点） 人 口 49,403人 世帯数 22,887世帯 面 積 約501.44km² ● 視察目的 京丹後市は反問権を導入し、実際に行使されている。 反問権について、本市でも今後様々な検討を行うにあたり、一連の取組や実際の運用状況について知っておく必要がある。 ● 京丹後市の運用状況 （１）反問権について ・京丹後市は平成16年に6つの町が合併し、平成18年頃より議会改革を行ってきた。京丹後市が持続可能な市になるような取組として、議決事件の追加、議会の透明化、市民参加を目的とし、平成19年に反問権を盛り込んだ議会基本条例を制定した。 ・平成20年から令和7年3月定例会までの間で、件数として39回、回数として50回の反問権が行使されている。 執行部が正確に答弁したいという中で、しっかり聞き直したいという内容の部分について反問権が行使されていることが多い。 ・反問権の導入により、執行部側からの再質問を踏まえた質疑・質問が増え、質疑・質問の内容がより明確なものになった。	

- ・反問権導入当初は混乱もあったが、論点が明確になったこと等、メリットの方が多いと感じている。
- ・反問権を運用するにあたって、特に明文化されたガイドラインやルール等は設けていない。基本的にはあくまで議会基本条例と運営規則が原則であり、運営にあたっては議長の裁量による。
- ・反問権を行使された質問については、多くの市民から、あの質問は良かったという声をいただいているとのこと。
- ・反問権の行使の流れとして、執行部から反問権の行使についての許可願いの発言があった場合、議長が要求について許可することを宣言し、事務局に持ち時間を停止するように指示、その後、反問に対する回答がなされ、反問を終了して良いかを確認し了解を得られた時点で反問の行使を終了する旨を宣言し、事務局に残時間の停止を解除するように指示。

● 所感と展望

議会での質疑・質問は、議員の政策実現のために行われることが多いが、議員から執行部側に対する一方的な議論となっていることも散見される。議員が提案・提言する施策の有効性や費用対効果が議論の中で示されることなく、一方的な要求・要望となることも考えられる。

京丹後市議会では、反問権の導入により質問内容がより明確化できたと成果を上げている。本市議会でも議論を深め、議員が提案する施策の根拠を市民により分かりやすくするためにも、反問権導入の是非について議論する必要性を感じた。

● 結び

本市として、反問権について今後様々な検討を行う際の知見を得るため、実際運用されている京丹後市において、導入経緯や運用状況について視察を行った。

今回の視察で得られた知見を今後の本市議会における検討に活かしていきたい。

今回、京丹後市議会議長、副議長、議会運営委員会委員長並びに職員の皆さまに大変お世話になりました。ありがとうございました。

